

## ① 療養・就労両立支援指導における 相談支援に係る職種要件の見直し

### 第1 基本的な考え方

治療と仕事の両立支援における心理的不安や病状の経過に伴う心理的影響等に対するサポートや、両立支援の関係者間の連携を推進する観点から、療養・就労両立支援指導料について要件を見直す。

### 第2 具体的な内容

療養・就労両立支援指導料における相談支援加算の対象職種に、精神保健福祉士及び公認心理師を追加する。

改 定 案	現 行
<p>【療養・就労両立支援指導料】 [算定要件]</p> <p>注3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該患者に対して、<u>看護師、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師</u>が相談支援を行った場合に、相談支援加算として、50点を所定点数に加算する。</p> <p>[施設基準]</p> <p>2 相談支援加算に関する施設基準 専任の<u>看護師、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師</u>を配置していること。なお、当該職員は区分番号「A234-3」患者サポート体制充実加算に規定する職員と兼任であっても差し支えない。また、当該職員は、国又は医療関係団体等が実施する研修であって、厚生労働省の定める両立支援コーディネーター養成のための研修カリキ</p>	<p>【療養・就労両立支援指導料】 [算定要件]</p> <p>注3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該患者に対して、<u>看護師又は社会福祉士</u>が相談支援を行った場合に、相談支援加算として、50点を所定点数に加算する。</p> <p>[施設基準]</p> <p>2 相談支援加算に関する施設基準 専任の<u>看護師又は社会福祉士</u>を配置していること。なお、当該職員は区分番号「A234-3」患者サポート体制充実加算に規定する職員と兼任であっても差し支えない。また、<u>専任の看護師又は社会福祉士</u>については、国又は医療関係団体等が実施する研修であって、厚生労働省の定める両立支援コーディネーター養成のための研修カリキュラ</p>

ユラムに即した研修を修了していること。	ムに即した研修を修了していること。
---------------------	-------------------